



平成 28 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社アサツー ディ・ケイ  
代表者名 代表取締役社長 植野 伸一  
(コード番号：9747、東証第 1 部)  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 中島 香  
(TEL. 03-6830-3855)

### 株式会社ゴンゾ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社アサツー ディ・ケイ (以下「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、本日、以下のとおり、株式会社ゴンゾ (以下「対象者」といいます。)の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は、対象者を当社の連結子会社とすることを目的として、平成 28 年 7 月 14 日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本日現在、当社は、対象者株式を所有しておりません。

当社は、本公開買付けの実施にあたり、いわかぜキャピタル株式会社 (以下「いわかぜキャピタル」といいます。)が無限責任組合員として運営・管理する、対象者の筆頭株主であるいわかぜ 1 号投資事業有限責任組合 (以下「いわかぜファンド」といいます。)との間で、平成 28 年 7 月 14 日付で公開買付応募契約書 (以下「本応募契約」といいます。)を締結し、いわかぜファンドが、その所有する対象者株式 (188,458 株、所有割合 (注) 80.22%) の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。なお、本応募契約の詳細については、下記「(5) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。また、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格 26,819 円 (以下「本公開買付価格」といいます。)は、いわかぜキャピタルとの協議・交渉を経て合意により決定した価格であります。

当社は、いわかぜファンドが本応募契約に基づき応募する予定の対象者株式 188,458 株を本公開買付けにより取得する予定であることから、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を本応募契約に基づく応募予定株式数と同数の 188,458 株 (所有割合 80.22%) と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等 (以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限 (188,458 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

当社は、本公開買付けにより、対象者を当社の連結子会社とすることを目的としており、完全子会社とすることは企図しておりませんが、本公開買付け後の株券等所有割合が 3 分の 2 以上となることから、当社は、法令の規定に従い、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限 (188,458 株) 以上の応募があった場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注) 「所有割合」とは、対象者が平成 28 年 6 月 28 日に提出した第 17 期有価証券報告書 (以下「本有価証券報告書」といいます。)に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 (233,743 株) に、本有価証券報告書に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の対象者の新株予約権 1,169 個 (対象者によれば、本日現在までに全て行使されたとのことです。かかる新株予約権の行使については、対象者の履歴事項全部証明書によっても確認しております。)の目的となる対象者株式の数 (1,169 株) を加算した株式数 (234,912 株) に占める割合 (小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。

また、本公開買付けに関連して、当社は、対象者の代表取締役社長である石川真一郎氏との間で、本公開買付け後の対象者の株式価値向上に向けて経営により一層意欲的に関与いただくため、同氏の所有する対象者株式（4,599株、所有割合1.96%）のうち2,250株（所有割合0.96%、以下「不応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募しないこと等を内容とする株式会社ゴンゾ普通株式の取扱い等に関する覚書（以下「本覚書」といいます。）を平成28年7月14日付で締結しております。他方、対象者は、石川真一郎氏との間で、本公開買付け成立後における対象者の経営を委任する経営委任契約（以下「本経営委任契約」といいます。）を平成28年7月14日付で締結しているとのことです。本覚書及び本経営委任契約の詳細については、下記「(5) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

なお、対象者によれば、対象者は、本公開買付けの買付け等の価格その他の条件を慎重に検討した結果、本公開買付けは対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、平成28年7月14日開催の取締役会において、本公開買付けに関して賛同の意見を表明する旨を決議したとのことです。他方、対象者は、本公開買付け価格は、入札プロセスを経た上で、公開買付者及びいわかぜキャピタルとの協議・交渉により決定されており、対象者は当該価格決定の過程に関与していないことから、対象者株式に関する第三者算定機関からの算定書は取得せず、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。なお、対象者の意思決定の過程については、下記「(3) 公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和31年3月に株式会社旭通信社として設立され、雑誌広告の取扱いを中心とする広告会社として営業を開始し、昭和62年10月に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部へ株式を上場し、平成2年6月に東京証券取引所市場第一部銘柄に指定され、平成11年1月に第一企画株式会社と合併し、合併に伴い商号を現在の株式会社アサツー ディ・ケイに変更いたしました。

当社グループは、本日現在、当社、子会社43社、関連会社11社及びその他の関係会社1社（その子会社を含みます。）で構成され、主な事業は、①雑誌、新聞、テレビ、ラジオ、デジタルメディア、OOH（注1）メディアを媒体とする広告業務の企画と取扱い、広告表現及びコンテンツの企画と制作、セールスプロモーション（注2）、マーケティング、パブリックリレーションズ（注3）等のサービス活動等、広告に関する一切の業務と、②その他の事業として雑誌・書籍の出版・販売業であります。

特に、当社が強みとしているコンテンツビジネスにおいては、当社は、昭和38年11月に放送を開始した「エイトマン」を皮切りに、これまで数多くのテレビアニメ番組・実写特撮番組を中心とするコンテンツビジネスに携わり、実績を積み重ねてまいりました。コンテンツビジネスは、アニメ番組や映画の企画・制作・出資からキャラクターの商品化・広告販促への活用、イベントやミュージカル等興行の運営及びセールスプロモーションへの活用等によって当社の収益に貢献しております。

また、当社は、国内で培ったコンテンツビジネスのノウハウ、ビジネスモデルを海外向けにも展開し、新たな市場の開拓、創造に挑戦しております。平成26年11月には正規版日本アニメコンテンツの海外向け動画配信、アニメ関連商品を取り扱うECサイト（注4）を展開する株式会社アニメコンソーシアムジャパンを株式会社バンダイナムコホールディングス及び株式会社アニプレックスと共同設立いたしました。また、平成27年2月にはコンテンツプロデュース、海外ネットワークに強みを有する株式会社ディーライツ株式を取得して子会社化し、欧米でのコンテンツビジネスを展開しております。

当社は、新たなIP（注5）の開発・獲得、国内外における放送、配信、マーチャンダイジング（注6）等の分野の一層の強化により、コンテンツビジネス業界におけるプレゼンス強化に取り組んでおります。

（注1）「OOH」とは、Out Of Home Mediaの略であり、電車やバスの中吊り等の交通広告、ビルの壁面に設置した看板等の屋外広告、折込広告等の総称をいいます。

（注2）「セールスプロモーション」とは、キャンペーン等を利用して、消費者の購買意欲や流通業者の販売意欲を引き出す取り組み全般をいいます。

- (注3)「パブリックリレーションズ」とは、団体・企業等が、自らの望ましいイメージ及びその施策や事業内容・主義主張等について、多くの人々に知らせることにより理解・協力を求める活動をいいます。
- (注4)「EC サイト」とは、Electronic Commerce サイトの略であり、商品やサービスをインターネット上に設置した独自運営のウェブサイトで販売するサイトをいいます。
- (注5)「IP」とは、Intellectual Property の略であり、人が創造した表現又はアイデア等の物理的ではない成果等の経済的な価値を有するものの総称をいいます。
- (注6)「マーチャンダイジング」とは、アニメ番組や映画等のキャラクターの商品化をいいます。

一方、対象者は、「魂を震わすコンテンツを創造する」という経営理念のもと、革新的かつ先端的でグローバルなアニメーション作品の製作に取り組み、世界的にも評価の高い日本のアニメ文化を世界各国に展開しているとのことです。

対象者は、アニメーションを中心に事業を行っており、テレビ向けを中心としたアニメ作品の企画・制作を行い、自社制作のアニメ作品に対して出資をすることで収益分配権及び二次利用権を取得し、これらの権利をライセンスに許諾する事業等を行い、国内及び欧米・アジアを中心とする全世界をサービスエリアとして事業拡大を進め、平成16年11月には対象者株式を東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ市場」といいます。）に上場させたとのことです。

しかしながら、対象者の中核事業であるアニメーション業界を取り巻く環境は、ブロードバンド化の進展により、アニメ作品の視聴形態が、従来のテレビやDVDからインターネットへと移行していく局面において、視聴率の低下やDVD市場及び北米市場の低迷と厳しい状況が続き、また、対象者が得意とするファン向けアニメ作品につきましても、参入企業及び制作本数の増加により競争が激化したとのことです。

対象者は、作品の二次利用権の行使によるアニメ作品のビデオグラム販売や海外への番組販売による版權収入が収益に大きく貢献するため、上記のDVD市場及び北米市場の低迷は、対象者の収益構造に大きな影響を与える要因となり、平成19年3月期決算及び平成20年3月期決算においては、アニメーション事業の収支改善を目指した事業リストラクチャリングに努めたものの、対象者の主要な収益源であるDVDの販売不振や、北米を中心とした販売計画が未達となる等の影響から当期純損失を計上し、東京証券取引所の上場廃止基準が規定する2期連続の債務超過（平成20年3月期及び平成21年3月期）となったとのことです。

かかる事態を打開するため、対象者は、外部からの資本受け入れを含む財務基盤の強化を検討し、平成20年9月に、いわかぜキャピタルが無限責任組員として運営・管理するいわかぜファンドを割当先として第三者割当増資を行い、その結果、いわかぜファンドが対象者の筆頭株主となり（割当株式数145,815株、第三者割当増資後の発行済株式総数233,743株に占める割合62.38%）、また、平成20年10月には、いわかぜファンドによる対象者株式及び新株予約権に対する公開買付けが成立したとのことです（買付株式数42,643株、買付株式数42,643株と上記割当株式数145,815株の合計188,458株が公開買付け終了時の発行済株式総数233,743株に占める割合80.62%）。

その後、上記のとおり、対象者は平成21年3月期において当期純損失を計上し、東京証券取引所の上場廃止基準が規定する2期連続の債務超過（平成20年3月期及び平成21年3月期）となっていたことから、平成21年7月をもって東証マザーズ市場において、対象者株式は上場廃止となったとのことです。

一方、いわかぜキャピタルは、対象者の意向を受け、資金を投じるのみならず対象者の経営陣を補完し得る経営チームの派遣を通じて、対象者の経営に関与しながら中長期の経営改革に取り組むことにより、対象者の潜在的な成長を着実に実現することで対象者の企業価値増大に努めてきたとのことです。

その結果、対象者の平成28年3月期単体決算においては、過去に計上した当期純損失の影響により依然として債務超過の状態にあるものの、売上高は1,458百万円（前年同期比20.1%増（小数点以下第二位を四捨五入しております。前年同期比の計算において、以下、同じとします。）、営業利益は439百万円（前年同期比14.4%増）、経常利益は390百万円（前年同期比18.7%増）、当期純利益は491百万円（前年同期比22.0%増）となる等、順調な業績回復を果たしたとのことです。

この度、いわかぜキャピタルは、対象者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、更なる成長を支援する担い手を探すことに着手したとのことです。かかる状況を背景に、当社は、平成 28 年 3 月中旬に、いわかぜファンドが所有する対象者株式の譲渡に係る入札プロセスへの参加をいわかぜキャピタルより打診されました。当社は、予てより新たな IP の開発・獲得、国内外における放送、配信、マーチャンダイジング等の分野の一層の強化により、コンテンツビジネス業界におけるプレゼンス強化に取り組んでいたことから、対象者の成長可能性に関心を持ち、対象者株式の取得に関する検討を開始いたしました。

当社は、対象者の保有する国内外で高く評価されているアニメ作品の権利と対象者のアニメ制作機能を重要な資産と認識し、これらの資産をベースとしつつ、当社グループがこれまで培ってきたコンテンツビジネスに関する知見並びに広告主及び媒体社等とのネットワークを有効に活用することで、対象者の更なる成長を実現し、企業価値を高めることができるとの考えに至りました。

当社は、いわかぜキャピタルより提供された資料を基に、平成 28 年 3 月下旬から初期的な検討を行い、平成 28 年 4 月上旬に第一次入札書をいわかぜキャピタルへ提出いたしました。さらに、当社は、対象者への投資可能性をより厳密に検証するため、対象者が公表している財務情報等の資料並びにいわかぜキャピタル及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスを平成 28 年 4 月中旬から同年 5 月中旬まで実施し、対象者株式の取得について分析、検討を進めてまいりました。当社は、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、また、対象者において期待できるシナジー効果も検討し、対象者株式の価値の分析を進め、平成 28 年 5 月中旬、当社取締役会において入札条件の大枠及び当該枠の範囲内でのいわかぜキャピタルとの間の条件交渉及び合意並びにいわかぜキャピタルとの間で当該合意が成立した場合における本公開買付けの実施に関する決定を代表取締役社長に一任する旨を決議の上、いわかぜキャピタルに対し、入札価格（1 株当たり 26,819 円）を含む本公開買付けに関する条件とともに対象者株式の取得を希望する旨を表明する最終提案書を提出いたしました。

その結果、当社は、平成 28 年 6 月上旬、優先交渉権者として選定され、これを受けて、いわかぜキャピタルとの間で取引スキームの詳細や買付け等の価格をはじめとする本公開買付けの諸条件の検討、協議を重ねてまいりました。

本公開買付け価格については、当社は、対象者が公表している財務情報等の資料並びにいわかぜキャピタル及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスの結果に基づき、また、対象者において期待できるシナジー効果も検討し、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析の上、いわかぜキャピタルが実施した入札プロセスにおいて当社が提示した価格（1 株当たり 26,819 円）を基に、いわかぜキャピタルとの間で協議・交渉を行い、また、対象者による本公開買付けへの賛同の可否を総合的に勘案し、平成 28 年 7 月上旬に最終的に本公開買付け価格を入札価格と同額の 1 株当たり 26,819 円とすることで合意し、同月 14 日に決定いたしました。なお、当社は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、入札プロセスを経た上で、いわかぜキャピタルとの協議・交渉により合意した価格を本公開買付け価格として決定していることから、第三者算定機関からの算定書は取得しておりません。

当社は、本公開買付け価格以外の本公開買付けの諸条件についてもいわかぜキャピタルとの間で合意に至ったことから、平成 28 年 7 月 14 日、本公開買付けを実施することを決定し、いわかぜファンドとの間で、同日、本応募契約を締結いたしました。

当社は、本公開買付け後、対象者の筆頭株主として、対象者とのコミュニケーションを図るとともに、いわかぜキャピタルと対象者が検討・推進してきた事業運営方針及び諸施策（具体的には、アニメ制作プロジェクト毎に利益を確保するための制作現場における収益管理の徹底、アニメ作品への製作出資比率の低減と出資アニメ作品の厳選化による出資リスクの抑制、対象者の経営陣の制作現場への強い関与による納期管理及び予算管理の徹底等）を基本的に継続しつつ、当社グループが有する国内外の配信業者や出版社とのネットワーク並びにテレビアニメ番組・実写特撮番組を中心とする優良コンテンツ等の経営資源を最大限有効活用することにより、対象者の収益力強化と更なる成長が期待できるものと考えております。

具体的に期待できるシナジー効果としては、対象者は国内外で高く評価されているアニメ作品の権利を保

有していることから、対象者のアニメ作品から海外での配信が可能な作品を選択した上で、当社グループを通じて海外配信業者へ販売することが可能です。その結果、当社グループとしては、海外配信業者へ販売するアニメ作品のラインナップ拡充を図ることができると考えており、他方、対象者としては、当社が有するネットワークを通じたアニメ作品の配信ができると考えているとのことです。また、対象者のアニメ制作機能を活用し、当社が有する旧作アニメのリメイク（注7）や新作アニメの制作が必要となる場合には、対象者へ発注することが可能です。その結果、当社としては、対象者のアニメ制作機能を内製化することにより制作利益を取り込むことが可能となると考えており、他方、対象者としては、当社からの制作受注を受けることが可能となると考えているとのことです。

（注7）「リメイク」とは、過去において制作された作品（アニメ、実写特撮、映画等）を再び作り直すことをいいます。

なお、本公開買付け後の対象者取締役会（本日現在、取締役5名）の構成につきましては、当社及び対象者において期待できるシナジーを早期に極大化するため、当社は、本公開買付けの決済後速やかに対象者の役員を選任するための臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に要請するとともに、本日現在、対象者の代表取締役社長である石川真一郎氏及び取締役副社長である根本慎太郎氏のほか、対象者取締役会において当社が派遣する取締役が過半数となるよう、当社が別途指名する取締役を対象者の取締役に選任する旨の議案を上程するよう要請し、当社から取締役を派遣する予定です。詳細については、今後対象者との協議の上、決定する予定であり、当社から派遣する取締役の人選及び具体的な数は未定です。他方、いわかぜキャピタルの役員であり、本日現在、対象者の取締役を兼任している植田兼司氏、西山弘氏及び舟橋知弘氏は、①西山弘氏及び舟橋知弘氏にあっては本公開買付けの決済の開始日をもって、②植田兼司氏にあっては本臨時株主総会の終結時をもって、それぞれ対象者の取締役を辞任する予定です。

なお、当社は、対象者に対し、本臨時株主総会において、対象者の事業年度を、毎年1月1日から12月31日までに変更するための定款変更案を併せて上程するよう要請し、対象者の事業年度を変更する予定です。

### （3）公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在、当社は、対象者株式を所有しておりませんが、対象者の筆頭株主であるいわかぜファンドが当社との間で本応募契約を締結しており、いわかぜキャピタルの役員である植田兼司氏、西山弘氏及び舟橋知弘氏が対象者の取締役をそれぞれ兼任していること、また、当社及び対象者が対象者の代表取締役社長である石川真一郎氏との間で本覚書及び本経営委任契約をそれぞれ締結していることに鑑み、対象者において、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、以下のような措置を実施したとのことです。

#### ① 対象者における利害関係を有しない社外監査役からの意見書の入手

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び対象者との間に利害関係を有しない対象者の社外監査役である水野富夫氏、辻哲哉氏及び小高和昭氏に対し、(a)本公開買付けの目的の正当性、(b)本公開買付けに係る対象者の意思決定の過程の公正性、(c)本公開買付けに係る取引が対象者の少数株主にとって不利益であるか否かについて、諮問したとのことです。

これを受け、水野富夫氏、辻哲哉氏及び小高和昭氏は、対象者から、本公開買付けの目的及び本公開買付けに至る過程等の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。

その上で、水野富夫氏、辻哲哉氏及び小高和昭氏は、上記(a)乃至(c)の事項につき、慎重に検討を行った結果、本公開買付けにより、対象者に公開買付者が有するネットワークを通じたアニメ作品の配信が可能となり、また、公開買付者からの制作受注を受けることが可能となるというシナジー効果が生じることが期待され、本公開買付けがそのようなシナジー効果による当社及び対象者双方の企業価値の向上を目的とするものであること、対象者が、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーの助言等を受けながら、本公開買付けに利益相反の疑義を有する者以外の取締役により本公開買付けに関

する検討が行われたことを踏まえ、平成 28 年 7 月 14 日に、対象者に対し、(a)本公開買付けの目的は正当と考えられること、(b)本公開買付けに係る対象者の意思決定の過程は公正と考えられること、(c)上記(a)及び(b)に加え、本公開買付価格は、対象者の平成 28 年 3 月期単体決算において依然として債務超過の状態にある状況下において、入札プロセスを経た上で、公開買付者及びいわかぜキャピタルとの間で協議・交渉が行われ合意・決定された価格であること、さらに、公開買付者は本公開買付け後にいわゆる二段階買収の実施を予定していないとのことから、対象者の株主の皆様において本公開買付け後も対象者株式を所有し続けることが可能であることを前提にすれば、本公開買付けに係る取引は対象者の少数株主の皆様にとって不利益ではないと考えられるものの、その一方で上記のとおり対象者は本公開買付価格の決定の過程に関与していないこと、また、対象者の株主の皆様において本公開買付け後も対象者株式を所有し続けることが可能であることから、対象者において本公開買付価格の妥当性については意見を留保した上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることが相当と考えられる旨を内容とする全員一致の意見書を対象者に提出したとのことです。

## ② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、対象者取締役会での本公開買付けに係る意見表明を行うに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、公正性を担保するための措置として、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして高橋・片山法律事務所を選任し、高橋・片山法律事務所から本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

## ③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者によれば、対象者は、平成 28 年 7 月 14 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて、対象者の企業価値の向上に関する検討、当社の意向、上記「① 対象者における利害関係を有しない社外監査役からの意見書の入手」に記載の社外監査役より平成 28 年 7 月 14 日付で受領した意見書、上記「② 対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の高橋・片山法律事務所からの法的助言を踏まえ慎重に詮議、検討した結果、本公開買付けが成立した場合、対象者は、公開買付者が有するネットワークを通じたアニメ作品の配信が可能となり、また、公開買付者からの制作受注を受けることが可能となるというシナジー効果が生じることが期待されることから、本公開買付けは対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、さらに、本公開買付けは対象者株式に関する流動性を提供するものであると考えられるため、平成 28 年 7 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けに関して賛同の意見を表明する旨を決議したとのことです。他方、対象者は、本公開買付価格は、入札プロセスを経た上で、公開買付者及びいわかぜキャピタルとの協議・交渉により決定されており、対象者は当該価格決定の過程に関与していないこと、さらに、公開買付者は本公開買付けにより、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的としており、完全子会社とすることは企図しておらず、したがって公開買付者は本公開買付け後に、いわゆる二段階買収の実施を予定していないとのことから、対象者の株主の皆様において本公開買付け後も対象者株式を所有し続けることが可能であること、これにより対象者が対象者の株主の皆様とともに対象者の企業価値の向上・増大に向け歩みを進めることができる点も踏まえ、対象者株式に関する第三者算定機関からの算定書は取得せず、本公開買付価格の妥当性については意見を留保した上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

なお、対象者の筆頭株主であるいわかぜファンドが当社との間で本応募契約を締結しており、いわかぜキャピタルの役員である植田兼司氏、西山弘氏及び舟橋知弘氏が対象者の取締役をそれぞれ兼任していること、また、当社及び対象者が対象者の代表取締役社長である石川真一郎氏との間で本覚書及び本経営委任契約をそれぞれ締結していることに鑑み、利益相反の疑義を回避する観点から、石川真一郎氏、植田兼司氏、西山弘氏及び舟橋知弘氏は対象者取締役会における本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記対象者取締役会においては、石川真一郎氏、植田兼司氏、西山弘氏及び舟橋知弘氏を除く取締役 1 名が決議を行っているとのことです。また、対象者の監査役 3 名が対象者の上記取締役

会に出席し、いずれも、対象者取締役会が上記決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

#### (4) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

当社は、本公開買付けの実施により、対象者を当社の連結子会社とすることを目的としており、完全子会社とすることは企図していないため、いわゆる二段階買収の実施の予定はありません。また、当社は、現時点において対象者の株券等を追加で取得する予定はありません。

#### (5) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

当社は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の筆頭株主であるいわかぜファンドとの間で、平成 28 年 7 月 14 日付で本応募契約を締結し、いわかぜファンドが、その所有する対象者株式 (188,458 株、所有割合 80.22%) の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。

本応募契約においては、いわかぜファンドの応募の前提条件として、(a)適用ある法令に従い、本公開買付けの開始に必要な全ての手続がとられており、本公開買付けが本応募契約の規定に従って開始され、その後撤廃されていないこと、(b)本応募契約に定める本公開買付けの主たる条件（公開買付者、対象者の株券等の種類、本公開買付価格、買付予定数の下限、買付予定数の上限、買付条件、公開買付代理人及び撤回条件）が、本公開買付けの前にいわかぜファンドの承諾なく変更されていないこと、(c)当社が本公開買付けの開始日までに履行すべき本応募契約に基づく義務又は本公開買付けの開始日における当社の表明保証（(i)当社の適法かつ有効な設立及び存続、(ii)当社による本応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の保有並びに法令等により必要な手続の適法かつ適度な履践、(iii)本応募契約の法的拘束力及び執行可能性、(iv)本応募契約の締結及び履行による法令等との抵触の不存在、(v)許認可等の取得、並びに(vi)当社と反社会的勢力との関係の不存在）に重大な違反が存在しないことが定められています。なお、いわかぜファンドが、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、本公開買付けに応募することは制限されていません。

また、本公開買付けに関連して、当社は、対象者の代表取締役社長である石川真一郎氏との間で、平成 28 年 7 月 14 日付で本覚書を締結しております。本覚書の主な内容として、以下の内容が合意されております。

- ① 石川真一郎氏は、その所有する対象者株式 (4,599 株、所有割合 1.96%) のうち不応募対象株式 (2,250 株、所有割合 0.96%) について本公開買付けに応募しないこと
- ② 石川真一郎氏は、平成 33 年 6 月 30 日までの間、不応募対象株式について譲渡、移転、担保設定その他一切の処分を行わないこと
- ③ 石川真一郎氏は、平成 33 年 7 月 1 日以降いつでも、不応募対象株式の全部又は一部について、本公開買付価格又は当社及び石川真一郎氏が合意した第三者算定機関による対象者株式の評価額のいずれか高い方の価格で、当社に買い取ることを請求することができる権利を有すること

他方、対象者は、石川真一郎氏との間で、本公開買付け成立後における対象者の経営を委任する本経営委任契約を平成 28 年 7 月 14 日付で締結しているとのことです。本経営委任契約の主な内容として、以下の内容が合意されているとのことです。

- ① 石川真一郎氏が対象者の取締役として、法令を遵守し、その任務を善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行するとともに、対象者の企業価値及び株式価値を最大化すべく最大限努力すること
- ② 石川真一郎氏は、平成34年開催予定の対象者の定時株主総会（以下「最終年度定時株主総会」といいます。）の終結の時までの間、原則として、対象者の取締役及び代表取締役を辞任せず、また、取締役及び代表取締役への再任を拒否しないこと
- ③ 石川真一郎氏は、本経営委任契約の有効期間（最終年度定時株主総会の終結の時まで）中、対象者の取締役としての職務の遂行に専念するものとし、原則として、対象者以外の会社その他の団体の役員、従業員、顧問、コンサルタント、アドバイザー又はこれらに類する地位に就任しないこと
- ④ 石川真一郎氏は、本経営委任契約の有効期間中及び本経営委任契約の終了後 2 年間、原則として、対象者の競合他社の役員、従業員、顧問、コンサルタント、アドバイザー又はこれらに類する地位に就任せず、また、直接か間接かを問わず、対象者と競合関係にある事業を営まないこと

- ⑤ 石川真一郎氏は、対象者の取締役としての職務執行の対価として、法令上必要な手続を経ることを条件に、固定額及び業績連動型の金銭報酬を受けること

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

①	名 称	株式会社ゴンゾ		
②	所 在 地	東京都杉並区成田東五丁目 17 番 13 号		
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石川 真一郎		
④	事業内容	アニメーションの企画・開発・制作、アニメーションの販売及び輸出入、グループ企業の経営戦略及び企画制作策定と実行、グループ全体の財務経営管理、コンテンツ投資、作品投資、版權管理等		
⑤	資 本 金	3,361 百万円 (平成 28 年 3 月 31 日現在)		
⑥	設 立 年 月 日	平成 12 年 2 月 29 日		
⑦	大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	いわかぜ 1 号投資事業有限責任組合	80.62%	
		石川 真一郎	1.71%	
		株式会社サン・クロレラ	1.36%	
		梅本 隼三	0.55%	
		栗原 真一	0.42%	
		山本 健三	0.37%	
		鈴木 成典	0.21%	
		菱川 克是	0.21%	
		株式会社ホリプロ	0.21%	
		野口 秀成	0.17%	
⑧	当社と対象者の関係			
	資 本 関 係	該当事項はありません。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	該当事項はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑨	当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
	純 資 産	△1,987 百万円	△1,584 百万円	△1,092 百万円
	総 資 産	996 百万円	948 百万円	1,412 百万円
	1 株 当 たり 純 資 産	△8,501.39 円	△6,776.74 円	△4,672.30 円
	売 上 高	1,655 百万円	1,214 百万円	1,458 百万円
	営 業 利 益	369 百万円	384 百万円	439 百万円
	経 常 利 益	302 百万円	328 百万円	390 百万円
	当 期 純 利 益	440 百万円	403 百万円	491 百万円
	1 株 当 たり 当 期 純 利 益	1,882.42 円	1,724.64 円	2,104.44 円
	1 株 当 たり 配 当 金	－円	－円	－円

(注) 上記持株比率は、本有価証券報告書と同様の記載としております。

## (2) 日程等

### ① 日程

公開買付け実施決定日	平成 28 年 7 月 14 日 (木曜日)
公開買付け開始公告日	平成 28 年 7 月 15 日 (金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付け届出書提出日	平成 28 年 7 月 15 日 (金曜日)

### ② 届出当初の買付け等の期間

平成 28 年 7 月 15 日 (金曜日) から平成 28 年 8 月 22 日 (月曜日) まで (25 営業日)

### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間 (以下「公開買付け期間」といいます。) の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は平成 28 年 8 月 29 日 (月曜日) まで (30 営業日) となります。

## (3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 26,819 円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### ① 算定の基礎

当社は、本公開買付け価格を決定するに際し、対象者が公表している財務情報等の資料並びにいわかぜキャピタル及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスの結果に基づき、また、対象者において期待できるシナジー効果も検討し、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析の上、いわかぜキャピタルが実施した入札プロセスにおいて当社が提示した価格 (1 株当たり 26,819 円) を基に、いわかぜキャピタルとの間で協議・交渉を行い、また、対象者による本公開買付けへの賛同の可否を総合的に勘案し、平成 28 年 7 月上旬に最終的に本公開買付け価格を入札価格と同額の 1 株当たり 26,819 円とすることで合意し、同月 14 日に決定いたしました。なお、当社は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、入札プロセスを経た上で、いわかぜキャピタルとの協議・交渉により合意した価格を本公開買付け価格として決定していることから、第三者算定機関からの算定書は取得していません。

なお、本公開買付け価格は、対象者株式の東証マザーズ市場の上場廃止日の前日 (平成 21 年 7 月 29 日) の終値 (1 株当たり 704 円) を 26,115 円上回っております。

### ② 算定の経緯

当社は、いわかぜキャピタルより提供された資料を基に、平成 28 年 3 月下旬から初期的な検討を行い、平成 28 年 4 月上旬に第一次入札書をいわかぜキャピタルへ提出いたしました。さらに、当社は、対象者への投資可能性をより厳密に検証するため、対象者が公表している財務情報等の資料並びにいわかぜキャピタル及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスを平成 28 年 4 月中旬から同年 5 月中旬まで実施し、対象者株式の取得について分析、検討を進めてまいりました。当社は、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、また、対象者において期待できるシナジー効果も検討し、対象者株式の価値の分析を進め、平成 28 年 5 月中旬、当社取締役会において入札条件の大枠及び当該枠の範囲内でのいわかぜキャピタルとの間の条件交渉及び合意並びにいわかぜキャピタルとの間で当該合意が成立した場合における本公開買付けの実施に関する決定を代表取締役社長に一任する旨を決議の上、いわかぜキャピタルに対し、入札価格 (1 株当たり 26,819 円) を含む本公開買付けに関する条件とともに対象者株式の取得を希望する旨を表明する最終提案書を提出いたしました。

その結果、当社は、平成 28 年 6 月上旬、優先交渉権者として選定され、これを受けて、いわかぜキャピタルとの間で取引スキームの詳細や買付け等の価格をはじめとする本公開買付けの諸条件の検討、協議を重ねてまいりました。

上記を踏まえ、当社が提示した入札価格（1 株当たり 26,819 円）を基に、当社は、いわかぜキャピタルと協議・交渉を行い、また、対象者による本公開買付けへの賛同の可否を総合的に勘案し、平成 28 年 7 月上旬に最終的に本公開買付け価格を入札価格と同額の 1 株当たり 26,819 円とすることで合意し、同月 14 日に決定いたしました。

### ③ 算定機関との関係

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書を取得しておりませんので、該当事項はありません。

### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
232,662 株	188,458 株	一株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（188,458 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（188,458 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本有価証券報告書に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（233,743 株）に本有価証券報告書に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の対象者の新株予約権 1,169 個（対象者によれば、本日現在までに全て行使されたとのことです。かかる新株予約権の行使については、対象者の履歴事項全部証明書によっても確認しております。）の目的となる対象者株式の数（1,169 株）を加えた株式数（234,912 株）から本公開買付けに応募しない旨の同意を得ている石川真一郎氏の所有株式のうちの不応募対象株式（2,250 株）を控除した数を記載しております。なお、本有価証券報告書に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の対象者の所有する自己株式数は 0 株です。

### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	4,599 個	(買付け等前における株券等所有割合 1.96%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	232,662 個	(買付け等後における株券等所有割合 99.04%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,250 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.96%)
対象者の総株主の議決権の数	233,743 個	

(注 1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、本有価証券報告書に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者株式の全て（但し、不応募対象株式を除きます。）を本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本有価証券報告書に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（233,743 株）に、本有価証券報告書に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の対象者の新株予約権 1,169 個（対象者によれば、本日現在までに全て行使されたとのことです。かかる新株予約権の行使については、対象者の履歴事項全部証明書によっても確認しております。）の目的となる対象者株式の数（1,169 株）を加えた株式数（234,912 株）に係る議決権の数を分母として計算しております。

(注 2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 6,239,762,178 円

(注)「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(232,662株)に1株当たりの本公開買付価格(26,819円)を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成28年9月28日(水曜日)

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成28年10月5日(水曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書の本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いいたします。なお、決済の開始は、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を条件とします。具体的には、公開買付者は、必要に応じて公開買付代理人を通じて①公開買付期間終了後直ちに応募株券等の総数を確定し、本公開買付けによる買付け等の対象となる株券等に係る「株式名義書換請求書」(応募株主等の請求により対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「株主名簿管理人」といいます。))から発行される株主の所有株式数等を証明する「株式残高証明書」又は「株式残高通知書」と称する書面(以下「所有株式数等証明書」といいます。)に記載されている株主名及び住所を記載の上、届出印を押印した(届出印を紛失等された場合には、個人の場合には実印を、法人の場合には法人印を押印して、当該実印・法人印に係る印鑑証明書(交付日から6ヶ月以内の原本。なお、当該印鑑証明書と対象者の株主名簿に記載された住所・氏名が一致している必要があります。))を添付した)もの(以下「その他応募書類」といいます。))を、対象者の株主名簿管理人に対して交付し、②株主名簿管理人から、当該名義書換が完了した旨の通知を受けて、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を確認した後、③名義書換が完了した応募株主等を対象として、上記「② 決済の開始日」に記載の日に決済を開始します。なお、応募株主等が公開買付代理人に提出した「公開買付応募申込書」、「所有株式数等証明書」及び「その他応募書類」に不備があり、上記「② 決済の開始日」に記載の日までに株主名簿管理人にて名義書換の完了が確認できない場合には、当該応募株主等の応募に係る株券等の買付け等を行わないため、当該応募株主等を対象とした決済は開始されません。また、応募株主等から公開買付者に対して本公開買付けにより買付けられた株券等に係る権利が移転する時点(上記②の名義書換が完了した時点)と応募株主等に対して本公開買付けにより買付けられた株券等に係る売却代金の支払いが開始される時点との間に、一定の時間を要する可能性があります。対象者が非上場会社であり、かつ株券発行会社ではないことに伴い必要となる事務処理に要する時間に起因するものです。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な「所

有株式数等証明書」は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募株主等へ交付又は応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送することにより返還します。なお、対象者は、株券発行会社ではなく、株券を発行していないため、返還される株券は存在しません。

#### (9) その他買付け等の条件及び方法

##### ① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（188,458 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（188,458 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

##### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至チ及びワ乃至ソ、第 3 号イ乃至ト及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

##### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

##### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、「所有株式数等証明書」の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、「所有株式数等証明書」は手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

##### ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行

うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 28 年 7 月 15 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

#### 4. その他

##### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

###### ① 本公開買付けに対する賛同

対象者によれば、対象者は、本公開買付けの買付け等の価格その他の条件を慎重に検討した結果、本公開買付けは対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、平成 28 年 7 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けに関して賛同の意見を表明する旨を決議したとのことです。他方、対象者は、本公開買付け価格は、入札プロセスを経た上で、公開買付者及びいわかぜキャピタルとの協議・交渉により決定されており、対象者は当該価格決定の過程に関与していないこと、さらに、公開買付者は本公開買付けにより、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的としており、完全子会社とすることは企図しておらず、したがって公開買付者は本公開買付け後に、いわゆる二段階買収の実施を予定していないとのことから、対象者の株主の皆様において本公開買付け後も対象者株式を所有し続けることが可能であること、これにより対象者が対象者の株主の皆様とともに対象者の企業価値の向上・増大に向け歩みを進めることができる点も踏まえ、対象者株式に関する第三者算定機関からの算定書は取得せず、本公開買付けの妥当性については意見を留保した上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

上記対象者取締役会決議の詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

###### ② 公開買付者と対象者の役員との間の合意

本公開買付けに関連して、当社は、対象者の代表取締役社長である石川真一郎氏との間で、本公開買付け後の対象者の株式価値向上に向けて経営により一層意欲的に関与いただくため、同氏の所有する対象者株式(4,599株、所有割合1.96%)のうち不応募対象株式(2,250株、所有割合0.96%)について本公開買付けに応募しないこと等を内容とする本覚書を平成28年7月14日付で締結しております。他方、対象者は、石川真一郎氏との間で、本公開買付け成立後における対象者の経営を委任する本経営委任契約を平成28年7月14日付で締結しているとのことです。本覚書及び本経営委任契約の詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(5) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

##### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以 上